

会計年度任用職員（手稲区選挙管理委員会事務局事務員）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（手稲区選挙管理委員会事務局事務員）
採用予定人数	6人程度 ※ 上記の人数は目安です。実際の採用人数は選挙ごとに異なります。
職務内容	システム操作、選挙人名簿対応、不在者投票対応、電話対応、物品整理、期日前投票の応援業務等
応募資格	地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・ 札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	接客対応が可能な方、簡単なパソコン操作が可能な方、電話対応が可能な方
任用期間	1. 参議院議員通常選挙、衆議院議員総選挙 1か月間程度 2. 統一地方選挙 1～2か月間程度 ※ 上記の期間は目安です。同じ職種で任用された場合も、担当事務に応じて雇用期間が異なる場合があります。 ※ 採用後、1か月間（勤務日数が15日に達しない場合は、15日に達するまで）は条件付採用期間となります。
勤務場所	手稲区役所（札幌市手稲区前田1条11丁目1-10） ※ 勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務所属	手稲区選挙管理委員会事務局
勤務日・時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務日 1週間当たり5日以内とし、勤務日については手稲区選挙管理委員会が定める。 ※ 土日に勤務となる場合あり。 ・ 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日。 ・ 勤務時間 1週間当たり30時間。 1日当たりの勤務時間の割振りは以下のいずれかとする。 A区分（6時間）8時45分から15時30分まで（休憩45分） B区分（6時間）10時00分から16時45分まで（休憩45分） C区分（6時間）13時00分から19時45分まで（休憩45分） ※ 時間外・休日勤務を命ずる場合あり
給与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給区分：日額（5,434円） ・ 支払日：翌月21日 ・ 手当：地域手当、通勤手当その他の各種手当が支給されます。 ・ 支払方法：指定口座への振込等 ※ 上記は令和4年4月時点のものです。条例改正等により変更されることがあります。 ※ 詳細は、札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例、札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則等をご覧ください。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当等有
休暇	各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	加入要件を満たす場合には雇用保険適用
公務災害	補償制度有

<p>服務</p>	<p>地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能</p>
<p>スケジュール 応募方法等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募受付期間 令和4年4月1日（金）から令和4年5月31日（火）まで ※土・日・祝は除く 8時45分から17時15分まで ※郵送の場合は令和4年5月31日（火）までの消印有効 ・ 面接日程 随時 ・ 合否決定時期 随時 ・ 応募方法 上記の受付期間までに写真付き履歴書を下記まで持参または郵送 【履歴書送付先（募集者）】 〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目1-10 札幌市手稲区選挙管理委員会事務局（手稲区役所3階 総務企画課）宛 ※ 職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※ 封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中」と朱書きのうえ提出してください。 ※ 応募する職種名（事務局事務員）についても、封筒に明記してください。 ・ 選考 書類到着後5開庁日以内に書類選考を行います。書類選考後すみやかに、面接を行う方のみ電話で連絡します。 面接を行った方の最終合否は電話で連絡いたします。 ・ 任用までの流れ 選考の結果合格となった方を、選考成績の上位者から順に任用候補者名簿に登録いたします。 選挙事務が必要となった場合又はその見込みの場合、任用候補者名簿登録者のうち選考成績上位の方から順に連絡し、応諾された方を会計年度任用職員として任用いたします。 ・ 留意事項 ※ 提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※ 任用候補者名簿の登録は、任用を保証するものではありません。任用候補者名簿に登録された方であっても、任用しない場合があります。 ※ 任用候補者名簿登録の有効期間は、登録年度の末日までです。（例：令和4年度に任用候補者名簿に登録された場合、令和5年3月31日まで有効です。） ※ 選考過程に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。
<p>個人情報の 取扱い</p>	<p>履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。</p>

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。